

岩手県告示第341号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成5年岩手県規則第74号）第9条第12号の規定により、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第16条第7項において準用する同条例第11条の規定により同条例第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為を次のとおり指定し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項及び第2項の規定により平泉町長に届け出て行う行為
- 2 景観法第22条第1項の規定により平泉町長の許可を受けて行う行為
- 3 景観法第8条第1項の規定により平泉町が定めた景観計画に、同条第2項第5号ハ（1）の許可の基準が定められた道路法（昭和27年法律第180号）による道路について、同法第32条第1項又は第3項の規定により道路管理者の許可を受けて行う行為
- 4 景観法第8条第1項の規定により平泉町が定めた景観計画に、同条第2項第5号ハ（2）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法（昭和39年法律第167号）による河川の河川区域（同法第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地において、同法第24条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理者の許可を受けて行う行為
- 5 景観法第61条の規定による景観地区内で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により建築主事の確認を受け、かつ、景観法第63条第1項の規定により平泉町長の認定を受けて行う行為
- 6 平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例（平成20年平泉町条例第25号）第20条の規定により平泉町長の認定を受けて行う行為
- 7 景観法第74条第1項の規定による準景観地区内で、建築基準法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受け、かつ、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例第29条第1項の規定により平泉町長の認定を受けて行う行為
- 8 平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例第37条第1項の規定により平泉町長の認定を受けて行う行為